

七、議決

以上の案件動議は、遂て公開して、二日兩歩け議決に所は是也。
又の結果、討議的にも或る程度一上相者の討議はあつたが更に討議的には被
に本評議会を備へんとする中傷逆宣傳以外に單に駁解に盡く、本評議会に對
する非難は、數辭も水解する事に就つて、自然消滅することになつた。即ち本
評議会を目して「共產黨」に極力覆し云々の中傷は、何等其本性のなき、汚穢
なる逆宣傳に過ぎず、本評議会は、労働者の日常生活の改善擁護の爲に、悉死
に闘争せんとする大衆団体なる事本明存にされたのである。

京都地方評議会对京都染物労働組合紛擾解決

大正十四年六月初旬より京都染物労働組合が、他団体と同様にして染物業に
染物業に於ける金取資本家——に對して、一種の要求運動を起したか、その
基本的要求は、染物業に於ける、小資本主擁護のものであつた。
且つ、その運動に就いて、京都地方評議会も所属他組合も一向知らなかつた。
爲りに、その問題が表面に表れた時は、染物労働組合の行動に對し、京都合同勞
働組合が強固なる抗議を申込せ、更に地方評議会に於ても多數は、染物労働組

合の行動を非としたり。

斯くて問題は、要するに根柢に愛憎的となり、遂に京都染物労働組合は評議会
・脱退を決議し、京都地方評議会に於ては、染物労働の署名申請を決議した。
此問題に對し、八月五六日の第二回中央委員会に於ては、両者の態度行動を嚴
正に批判し、染物労働は共同路線の断絶上の誤りがあり、地方評議会には指導
機関として、あまりに小見解的であつたと言ふ結論に到着し、その討議に基いて
デーゼ（方耐堪）を代表し、両者に示した。

悉るに、其後、京都地方評議会より、將來の方針に對しては、異議なきも週
末の批判には鋭諷あつて、再審議の要求があつた。

故に九月二日第六回中央常任委員会に、再び両者の代表を招いて審査協議し
た結果、中央常任委員会に於て、染物労働組合が此運動に参加する動機等に、
幹部一二の者に所か不地力長あるを認め、再審議の結果、尤の如く決定した。

一、第二回中央委員会のデーゼ修返
二、京都染物労働組合の組合長、副組合長の自決
此の決定に對し、両者は承認して、是つて各自本代表は、下懸懸し、署名申
請上の如き態度なる分限は、是事終結した。